

災害時等における福祉避難所の 設置運営に関する協定書

平成29年10月

矢板市

医療法人社団 為王会

医療法人社団 湘風会

ニチイケアセンター矢板

株式会社 TLC

有限会社 マイホームコリーナ

災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書

矢板市（以下「甲」という。）と 「法人名」（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢板市内に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要支援者等を当該避難所に避難させることにより、要支援者等が避難生活を送ることができることを目的とし、その必要事項を定めるものとする。

（要支援者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「要支援者等」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者等で、通常の避難所では避難生活が困難で、特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名

（要支援者等の受入れ要請）

第4条 甲は、矢板市内に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、乙に使用要請を行う。甲は福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要支援者等を紹介し、乙は甲からの要請に対し可能な限り協力し受け入れるものとする。この場合において、要支援者等は、当該要支援者等を介助する者、又は、甲が福祉避難所へ避難させるものとする。受け入れ可能人数については、その都度状況を考慮し、乙が甲に連絡することとする。

（参考：要支援者 4 ㎡、介助者 2 ㎡）

(介助者の協力体制)

第5条 要支援者を乙が受け入れる際は、家族などの介助を行う者も同行するものとする。それでも福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断した時は、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙に対し、協力可能な他法人に協力要請を仰ぐなどして、不足する介助員等を派遣するなど、協力要請に応えるものとする。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙及び介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要支援者等又は家族等の固有の情報を漏らしてはならない。また、要支援者の情報については、乙において介助者に確認する。

(管理運営)

第7条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第9条第1項に掲げる費用等に関する請求書(別記様式)を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要支援者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要支援者等の日常生活上の支援
- (2) 要支援者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営の実績及び要した費用に係る請求(第9条第1項第3号に掲げるものについては領収書を添付すること。)

(設置管理運営の期間)

第8条 この協定における福祉避難所の設置管理運営の期間は、災害が発生、又は発生する恐れがあると判断された時から、指定避難場所等が閉鎖するまでの期間とする。なお、期間が長期化する場合は、7日間ごとに乙は甲に状況を報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要した経費(夜勤、宿直等に要した費用を含む。)
- (2) 要支援者等に要した食費及び光熱水費
- (3) オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- (4) その他福祉避難所を運営に必要な費用については、甲と乙が誠意をもって協議し、甲が支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 本事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。なお、本協定の有効期間中に内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(運用)

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から定期的な情報の交換や相互連携を図るものとする。また、甲は広報活動を行い、指定された福祉避難所を市民に周知させることとする。

(履行義務の免除)

第12条 乙が被災し受け入れが困難な場合、甲乙協議の上、乙の履行義務を免除することができるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の期間は、締結の日から適用し、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲、乙いずれかから更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月20日

甲 所在地	矢板市本町5番4号
名称	矢板市
代表者職氏名	矢板市長

乙 所在地	
名称	
代表者職氏名	